

重要事項説明書

十全訪問看護リハステーション ずっと

1 事業目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が(介護予防)訪問看護の必要を認めた利用者に対し、看護師、その他の従事者が適正な(介護予防)訪問看護を提供することに努めます。

(2) 運営方針

- ① 要介護又は要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援いたします。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス、居宅介護(介護予防)支援事業所との綿密な連携をはかり、総合的なサービスに努めます。

2 事業所の名称・指定番号及びサービス提供地域

事業所名	一般財団法人積善会 十全訪問看護リハステーション ずっと
所在地	愛媛県 新居浜市 北新町 1番5号
事業所番号	3860592009(介護)、0592009(医療)
事業地域	新居浜市 (鹿森ダムから別子山地区については実施地域より除く)

* 通常の実施地域を超えた地点から、

①片道3Km 未満 200円(1Km 毎100円加算)

②片道10Km 以上 1,000円

③公共交通機関利用は実費(渡海船も含む)

④駐車場がない場合有料駐車場使用 使用料は実費

3 事業所の職員体制

- | | | |
|-----------|----|---|
| (1) 管理者 | 1名 | 事業所の従業員の管理および業務の内容を一元的に行う。 |
| (2) 看護職員 | 7名 | (常勤6名 1名は管理者と兼務、1名は十全総合病院の看護師と兼務) 訪問看護の提供にあたる。
(非常勤1名 訪問看護専従) 訪問看護の提供にあたる。 |
| (3) 作業療法士 | 2名 | (常勤専従2名) 訪問看護の提供にあたる。 |
| 理学療法士 | 1名 | (常勤専従1名) 訪問看護の提供にあたる。 |
| (4) 事務員 | 1名 | (常勤、専従) 介護請求業務 その他事務業務にあたる。 |

4 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
但し、国民の祝祭日、地方祭(10月18日)
年末年始(12月31日から1月3日まで)を除きます。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分
- (3) 24時間緊急連絡体制があります。

5 (介護予防)訪問看護の内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄などの日常生活の援助・指導
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の相談・指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他の医師の指示による医療処置

6 理学療法士等によるリハビリは、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである為、定期的な看護職員による訪問を行います。

7 サービス利用料及びその他の費用

訪問看護を提供した場合の利用料の額は利用者の負担割合に応じ、介護保険または医療保険の関係法令に定められた別紙の金額を徴収します。また、別紙に定めるその他の費用を徴収します。

8 料金の支払い方法について

利用料金は翌月の10日前後に請求いたします。
お支払方法は、口座振替又は、次回訪問時に担当者にお支払い下さい。

9 緊急時の対応

サービスの提供中、様態に変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護(介護予防)支援事業所等への連絡を図り適切な対応を行います。

10 事故発生時の対応

当事業所のサービス提供による事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、当該利用者に関係する居宅介護(介護予防)支援事業所等に連絡を行うとともに賠償すべき事故については損害賠償を行います。

また、事故の状況及び事故に対して実施した処置などについて記録をおこないます。

11 個人情報の取扱い

(1) 個人情報に対する基本姿勢

事業所は利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守します。

(2) 個人情報の保存

事業所職員は業務上、知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、訪問看護のサービス提供以外の目的では利用しないものとし、事業所の職員を退職した後であっても、利用者及びその家族に関する個人情報の秘密を保持するものとします。

また、利用者の個人情報について、必要に応じ、外部へ情報提供する場合には利用者またはその家族の同意を得るものとします。

12 虐待防止に関する対応

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する専任の担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者:管理者 越智歌織

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 虐待防止のための委員会を設置しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 苦情申し立ての制度

サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために以下の苦情を受け付けるための窓口を設置しております。

(1) 十全訪問看護リハステーション ずっと

担当者:越智歌織(管理者)

電話:0897-47-6165

FAX:0897-47-6166

(2) 次の機関についても苦情の相談をすることができます。

① 新居浜市役所 介護福祉課(月～金 8:30～17:15)

住所 新居浜市一宮町一丁目5番1号(1階)

電話番号 0897-65-1241

FAX 番号 0897-37-3844

(土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

- ② 西条市役所 長寿介護課
住所 西条市明屋敷164番地 西条市庁舎本階
電話番号 0897-56-5151
FAX 番号 0897-52-1408
(土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)
- ③ 四国中央市 介護保険課
住所 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
電話 0896-28-6025
FAX 0896-28-6059
(土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)
- ④ 愛媛県国民健康保険団体連合会(月～金 8:30～17:15)
住所 松山市高岡町101-1
電話番号 (089)968-8700
FAX 番号 (089)962-8717
- ⑤ その他の市町村は、各市町村役所の介護相談窓口へ